

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

B

1. Aが、公判廷で行った、XとYの会話についての証言(本件証言とする。)に証拠能力は認められるか。

本件証言は、公判期日外におけるXとYの供述がその内容に含まれている。ゆえに、伝聞証拠(刑事訴訟法320条1項(以下法令省略))として、証拠能力が認められない可能性がある。

2. ~~伝聞証拠とは、公判廷外における供述~~ 証言

供述証拠は、供述者の知覚、記憶、表現という過程を経て生まれる。したがって、その過程の中で、誤りが入り込む危険性がある。

公判廷での供述であれば、~~反対尋問~~ 等によって、誤りの有無を吟味することができる。

しかし、公判廷外の供述については、その吟味をすることができない。

~~伝聞証拠とは、~~

よって、公判廷外での供述を内容とし、要証事実との関係でその内容の真実性が問題なる証拠は、伝聞証拠として、証拠能力が認められない(320条1項)。

3. 本件における主要事実とは、XとYの間の共謀があったことである。

そして、この主要事実に対する要証事実としては、①共謀の存在を推認するために、犯行前日にXとYがX宅にいたことを間接事実とする場合、と②共謀の存在を直接証明する場合が考えられる。

以下順に検討する。

4. 本件証言を①として用いる場合

(1). この場合においては、XとYが、犯行前日にX宅で

どういふ意味ですか?
失竊の存在を直接証明するのは不可能ではないか。
証言の認定に当たって見なければならぬ。

1 ページ

裏面へ

会話をしていた、という事実が真実だと確認できれば、その具体的な会話内容は問題とならない。

(2) そして、XとYが犯行前日にX宅で会話をしていたことの真実性は、公判廷におけるAへの反対尋問等で、吟味することができるといえる。

(3) よって、XとYが犯行前日にX宅にいたことを要証事実とする場合、本件証言は伝聞証拠に該当せず、証拠能力が認められる。

5 5. 本件証言を②として用いる場合

(1) この場合、本件証言から、共謀の事実を直接認定するためには、XとYの具体的な会話内容が真実といえるかが、問題となる。

したがって、XとYの会話内容をその内容とする本件証言は、伝聞証拠に該当する。

よって、本件証言は、原則として、証拠能力が認められない(320条1項)。

(2) ともに、被告人以外の者の公判期日における供述で、被告人の供述をその内容とする伝聞証拠は、一定の条件下で、例外的に証拠能力が認められる(324条1項、322条1項)。

(3) 本件において、XとYの会話は、X宅というXにとって極めて私的な領域でなされたものである。

また、その場合には、共犯者であるYと内縁の妻Aしかいなかった。

そうすると、Xは、何に干渉されることもなく、自由に発言できる状況で、犯行計画について発言していたといえる。

したがって、Xの発言は、特に信用すべき状況の下でなされている。

(4) よって、本件証言は、伝聞例外的条件(324条1項、

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

322条1項~~の~~を満たしている。

(5) 以上より、XとYがV殺害を共謀していたという事実を要証事実とする場合、伝聞証拠に該当するものの、~~伝聞証拠~~伝聞例外(324条1項, 322条1項)として、証拠能力が認められる。

326条。場合により認められることとなる。

以上

。伝聞証拠の一般論は考え方は伝聞証拠の問題。処理。仕方によらずについていると覚えておく。この材料は理解を深めておく。

。要証事実の設定。仕方次第に正確にすればよい。答案に及ぼす。要証事実。設定。仕方。問題演習で慣れる。一番。近道。特に司法試験。過去問はよい題材になります。たくさん問題を解いて下さい。

。この調子でやって下さい。



新設案の要証事実の認定については、犯罪行為の計画を証明する材料として認められる問題。この材料は伝聞証拠に該当するものではない。

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

B

1. X、Yの発言の存在を要証事実とする場合

(1) Aの本問証言は伝聞証拠(320条1項)にあたり、証拠能力が認められないのではない。

(2) 320条1項の趣旨は、供述証拠は知覚、記憶、叙述という過程を経るにつき、各過程に虚偽や誤りが介入するおそれがあることから、公判での証人尋問等による今更が必要であるという点にある。

正確性の

そして、かかる今更は、供述がその内容の真実性を証明するために用いられる場合に限って必要であるという。

そこで、伝聞証拠とは、公判外の供述を内容とする供述又は書面で、要証事実との関係で当該公判外供述の内容の真実性を証明するために用いられるものという解釈。

(3) Aの本問証言は、公判外のX、Yの供述を内容とする供述である。

そして、Xが「V殺害を執行す。〜ぬかりなく頼む」と告げたりに対し、YはXに「準備は万全だ。確実にやろうと任せよう」と答えたとAが証言している。かかるX、Yの発言からXとYの間で本件殺人事件についての共謀があったことという主要事実を認定しうるから、X、Yの発言の存在が要証事実となる。

2000年
2001年

かかる要証事実との関係でX、Yの供述の内容の真実性は問題とならないので、Aの本問証言が内容の真実性を証明するために用いられるとはいえない。

(4) したがって、Aの本問証言は伝聞証拠にあたり、証拠能力が認められる。

2. X、YがV殺害について認識していたことを要証事実とする場合

(1) まず、Aの本問証言は1の場合と同様伝聞証拠

1ページ

裏面へ

にあたり、原則として証拠能力が認められないのではないが、
前段のとおりに、Aの本問証言は、公判外の供述を内容とする
供述である。

そして、X、Yの証言が「Vを殺害する」という意思に基づいて
なされたといえる場合には、XとYの間で「ぬかりな頼み

し」、「任せてくれ」という発言があることから、共謀があった
ことという主要事実を認定しうるから、要証事実は、X、Y
が「Vを殺害する」といって承認していたことが要証事実となる。

かかる要証事実との関係では、X、Yの供述が「Vを殺
害する」という内容が真実であり、初めて意図があるとい
えるから、内容の真実性が問題となる。そのため、Aの本
問証言は内容の真実性を証明するために用いられるもの
といえる。

したがって、Aの本問証言は伝聞証拠にあたり、被告人
Xの同意(326条1項)がない限り、原則として証拠能力
が認められない。時、指摘ok!

(2) もっとも、Aの本問証言は伝聞例外(321条以下)にあ
たり、例外的に証拠能力が認められないが、

ア. まず、Aの本問証言のうちXの発言部分は「被告人以外
の者から供述し被告人の供述を内容とするもの」(324条1項)
であるから、322条の伝聞例外にあたるが、い

Xの発言は本件殺人事件についてXとYとの間で共
謀があったことを基礎づけるものであるから、「被告人に
不利益な事実の承認を内容とするもの」(322条1項本
前段)にあたり、

そして、かかる発言が「任意に述べたものである」とい
える(同項ただし書)といえない。

キ. よって、Xの発言部分は伝聞例外にあたり、証拠能
力が認められる。

イ. 次に、Aの本問証言のうちYの発言部分は伝聞例

本件殺人事件
について

理由付け
が欲しい
です。

録は正確に3月19日

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABOD)

	Ａに当たるか。 (3) YはXの共同被告人と思われと23. Yも「被告人」として324条2項に於て準用される322条の伝聞例外規定を適用すべきとも思える。
5	しかし、共同被告人といえども「被告人以外の者」であるから、324条2項に於て準用される321条1項3号の伝聞例外規定を適用すべきである。
	(4) 24. 321条1項3号の要件を満たすか。
10	Aの本問証言はYがX宅を訪れた際に二人の間で交わされた会話を内容とするものである。他にX、Y間の交談と推定し得る証言がない限り、Aの本問証言はX、Y間の交談と認定するため、但一証言といえる。
15	そのため、Yの発言部分はこれを証言とすることができず、かえって事実認定に著しい差違をもたらすものといえ、「犯罪事実の存否の証明に欠くべきでないもの」(321条1項3号本文)といえる。
	また、Yの発言がX宅で秘密裏になされたものであることに照らし、<u>「特に信用すべき状況の下になされたもの」</u>(同号ただし書)といえる。
20	したがって、Yが供述不能(同号本文)といえれば、321条1項3号の要件を満たす。
	(4) および、かかる場合には、Yの発言部分も伝聞例外に当たり、証言能力が認められる。
25	以上。

・依聞法則の一般的理解は得ておらず。

・要件事実、設定についておぼつかず、問題演習や司法試験の過去問を検討し、その論述が得ておらず、訓練が必要。

・本問は犯行当時、心理状態、問題点、非依聞に及ぼす影響、通説等、所収基本書等で理由を明確にしておく。

・このようにおぼつかず。



科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴法			

評価(ABCD)

B

1. Aの証言内容は、X及びYの発言を含むものであり、
「公判期日外における他の者の供述または内容とする供述」
であるとして、320条1項に反しない。
2. 320条1項の趣旨は、人の供述は知覚・記憶・表現と
いった過程を経てなされる以上、誤りが生じやすく、裁判官
の面前での証人尋問を通じて、その証拠力を判断するに
必要であることにある。そのため、そのようなおそれが生じる
場合においては、証拠能力が否定される。よって、同条で
証拠能力が否定されるのは、④公判期日外での供述であって、⑥
要証事実との関係がその内容の真実性が問題になる
ような供述に限られる。
3. (1) 本件での要証事実とは、XがYに対して、V殺害の犯行計画を
XのYに対し
するV殺害を申し向ける発言の存在及びYがXに対し
するV殺害を承諾する旨の発言の存在が要証事実とな
りうる。以上の事実が認定されれば、X・Y間で意思連絡
及び正犯意思の存在が推認され、共謀の認定につながる。
(2) Aの証言におけるX及びYの発言は公判期日外での供述
であることは明らかである(④肯定)。しかし、要証事実が上
記の通り、発言の存在自体にすぎれば、X及びYの供
述内容の真実性は問題にならない。⑥は否定である。
(3) よって、上記のように要証事実を認めれば、320条
の適用はなく、証拠能力はある。
4. (1) 他方、本件ではYが、Xの指示通りにV殺害を
するつもりであったことを要証事実とすることも
考えられる。Yは「準備は万端にそろえ、確実にやりかたを

Aの取捨選択
283-22
指摘22-23
59-60-61-62

て(わ)と述べたり、このような供述がYの真実であることが、
本件殺人事件^において、Xの供述と意思疎通が推認され、意
思疎通があったことの認定にうながされる。

(2) ニニでのYの発言は、Yの内情^ににおける供述である。Xの
指示を認識し、それに基いてやういふ^{内容}があるかどうかは問題
になりうるが、知覚・記憶といった過程を経るものではない。
自分の意思を示したに過ぎない。そのため、内容の真実性は問題
になりうるが、伝聞証拠の趣旨に照らせば、320条1項には
該当しない。

(3) 以上より、320条 上記の通り、要証事実を認めれば、
証拠能力はある。

以上

・ 伝聞規則と要証事実について理解していると思えます。

・ 次第にも説得がめざされて、本人のしるべき等と同様、
他人が積極的にコメントする。

・ 20の同子で人ばて下る。



9段は理解
し、その
証拠能力あり。

ニニ(21.07)
論はいい。